

公益社団法人青森県診療放射線技師会旅費規程

平成25年4月29日制定
平成30年6月17日改正

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会の用務に要する旅費について、必要な事項を定める。

第2章 旅費の種類及び支給方法

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、以下のとおりとする。

(1) 運賃 当該旅客運賃。ただし、鉄道運賃の算定に際し、次のとおり付加支給する。

(ア) 片道200キロメートル以上の場合 新幹線特別急行料金又は一般特別料金

(イ) 片道100キロメートル以上の場合 普通急行料金

(2) 宿泊料 一泊 8,000円

(3) 雑費 一日 2,400円 ただし、用務が4時間未満は1,200円とする

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号については、実費又は実費相当分を支給することができる。

(旅行日数)

第3条 旅費算定上の旅行日数は、旅行のために要した日数とする。

(支給の手続き)

第4条 特別な事由により、この規程に因り難い場合は、会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第3章 雑則

(規程の変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。

附則

1 この規程は、平成30年6月17日改正、同日施行する。(第2条第1項第3号を変更。)